

野焼きは禁止されています

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「群馬県の生活環境を保全する条例」により、構造基準を満たした焼却炉で適正に焼却する場合を除いて、廃棄物の焼却が原則禁止されています。

焼却行為は、付近の住民の方に迷惑をかけ、環境に負荷を与えることとなりますのでやめましょう。

◇ 全てダメなの？

野外での廃棄物の焼却は、次の場合に限って例外的に認められています。

この場合でも、周辺の生活環境に支障が生じないように、最大限配慮して行ってください。

- 1 どんど焼き等の風俗習慣上又は宗教上の行事に伴うもの
 - 2 キャンプファイヤーなどの学校教育や社会教育活動に伴うもの
 - 3 災害の応急対策、農作物等病虫害防除、一過性の軽微なもの（煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の少量の家庭ごみの焼却）等特にやむを得ないと認められるものなど
- ※ ビニールやゴム等の焼却は、量の多少に関わらず、禁止されています。

◇ どうすればいいの？

- 1 できるだけ廃棄物の量を減らし、分別・リサイクルを徹底するなど、資源の有効利用に努めてください。
- 2 市町村や許可業者に処理を依頼するなど、適正に処理しましょう。
- 3 リサイクルできず、市町村等での処理も困難でやむを得ず焼却する場合、風の向きや強さ等に十分配慮して、周辺の住民の方に迷惑のかからないよう、少量ずつ行うようにしてください。

ビニール等のようなものが混入している場合は、必ず取り除いてください。



☆ ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘ってのゴミ焼却は、野焼きと同じですから行わないようにして下さい。ダイオキシン類は、焼却過程で発生します。

◎詳しくは 渋川市役所環境課(0279-22-2114) へ